

安全保障理事会決議 2108 (2013)

2013年6月27日、安全保障理事会第6991回会合にて採択

安全保障理事会は、

中東問題のあらゆる側面を扱う包括的解決に達することができる迄、中東における状況が緊張しておりまたそのような状態が続くこと懸念をもって留意し、

2013年6月12日の国際連合兵力引き離し監視軍に関する事務総長報告書(S/2013/345)を審議し、そして2000年7月17日の安保理決議1308(2000)をまた再確認し、

両当事者が、イスラエルとシリア・アラブ共和国間の1974年兵力引き離し協定の条項を守りそして厳正に停戦を遵守しなければならないことを強調し、

分離地区においていずれかの行為者により行われた現行の軍事活動が、イスラエルとシリア・アラブ共和国間の緊張を拡大し、両国間の停戦を危うくし、そして地区の一般住民および現場での国際連合要員に危険を与える可能性を有し続けていると言う事務総長の見解に同意し、

兵力引き離し協定のあらゆる違反に深刻な懸念を表明し、

分離地区における軍隊はUNDOFのそれ以外にはあるべきでないことを想起し、

シリア反体制派の武装勢力による3月6日の制限区域内での21名のUNDOF平和維持要員の拘束、シリア反体制派の武装勢力による5月7日のアル・ジャマラの近くでの制限区域内での4名のUNDOF平和維持要員の拘束および反体制武装勢力の一団による5月15日の3名のUNDOF監視員の拘束を含む、最近数か月における国際連合要員の安全を脅かしている出来事を強く非難し、

6月6日の2名のUNDOF平和維持要員の負傷をもたらした攻撃を含む、分離地区における最近の激しい戦いを強く非難し、

UNDOF の職務権限を安全に実行するため UNDOF の自由になる全ての必要な措置と資源を持つ UNDOF の必要性を強調し、

一層の努力を必要とする活動環境における UNDOF のサービスと継続的な貢献について、ゴラン監視団からの要員を含む、その軍事および文民要員に対する安保理の深い感謝の念を表明し、そして UNDOF の継続的駐留が中東における平和と安全に果たしている重要な貢献を強調し、

1. 関係当事者に対し、1973 年 10 月 22 日の安保理決議 338 (1973) を速やかに実施することを求める。

2. 1974 年兵力引き離し協定の条項の厳正且つ完全に尊重する両当事者の義務を強調し、当事者に対し、最大限の自制を行い停戦と分離地区の何らかの違反を予防することを求め、そして、シリア・アラブ陸軍による軍事活動を含む、分離地区におけるあらゆる種類の軍事活動が行われるべきでないことを強調する。

3. 分離地区における反政府武装集団の軍事活動があるべきではないことを強調し、そして加盟国に対し、現場での国際連合平和維持要員に危険を及ぼす全ての活動を停止することおよび現場での国際連合要員の職務権限を完全に遂行する自由を彼らに与えることを、UNDOF の活動地区におけるシリアの反政府武装集団に対して、強く伝えることを促す。

4. 全ての当事者に対し、UNDOF の活動に十分に協力すること、その特権免除を尊重することおよびその移動の自由並びに既存の協定に一致して軍の規則的な交替活動を安全に確保するため、要求された場合には、出入国の代替的港の一時的使用を考慮することを含む、その職務権限を遂行する国際連合要員の安全と妨害のない且つ迅速なアクセスを確保することを求め、そしてその職務権限を遂行する UNDOF の能力を妨害する活動について、安全保障理事会および兵力提供国に対する事務総長による迅速な報告を歓迎する。

5. ゴラン監視団、要員を含む、UNDOF の安全を高める必要性を強調し、そしてミッションの状況と活動に関する更なる調整を考慮し、さらに兵力引き離し協定議定書に定められた範囲内での部隊兵力

の最大化およびその自衛装備の向上を含む、UNDOF の自衛能力を高めるための追加的な緩和措置を実施する事務総長の勧告をこれに関連して支持する。

6. 性的搾取・虐待を容赦なく取り締まるという事務総長のゼロ・トレランス政策を実施し、その要員による国際連合行動規範の完全な遵守を確保するため、国際連合兵力引き離し監視軍によってなされた努力を歓迎し、事務総長に対し、これに関連したあらゆる必要な措置を講じ続けることおよび安全保障理事会に報告し続けることを要請し、そして兵力提供諸国に対し、自国の要員が関係した場合には、かかる行為が適切に調査されまた処罰されることを確保するため、事前予防策および懲戒処分 of 行動をとることを促す。

7. 6 か月の期間の間、すなわち 2013 年 12 月 31 日まで、国際連合兵力引き離し監視軍の職務権限を更新することを決定し、そして事務総長に対し、UNDOF がその職務権限を遂行するため並びに安全なやり方でそのようにする軍の能力を高めるため、要求された能力を資源を有することを確実にすることを要請する。

8. 事務総長に対し、状況に関する発展と決議 338 (1973) を実施するためにとられた措置について 90 日毎に報告することを要請する。